

○愛媛海区漁業調整委員会指示第136号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、
にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1)採捕を禁止する水産動物

全長25センチメートルを超えるうなぎ

(2)禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

(3)禁止区域

愛媛海区（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）

(4)適用除外

愛媛県漁業調整規則第47条の規定により、知事の許可を受けた
もの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この
限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31
日までとする。